

## クリーンランド事業に関する地元連絡会議設置要綱

(名 称)

第1条 本連絡会議は、クリーンランド事業に関する地元連絡会議と称し、事務局を豊中市伊丹市クリーンランド事務所内に設置する。

(目 的)

第2条 本連絡会議は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「組合」という。）事業に関することについて、地元4団体との協議を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 本連絡会議は、以下により構成する。

猪名川土地改良区連合代表

岩屋自治会代表

勝部連合町会代表

原田自治会代表

組 合 代 表

(運 営)

第4条 本連絡会議に議長を置くものとし、その選出は互選によるものとする。

2 議長は、本連絡会議を招集し、その運営を統括する。

(庶 務)

第5条 本連絡会議の庶務は、組合事務局総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか本連絡会議の運営に必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。